



パッケージデザインやECサイトでの注意

広告表示として規制される範囲は? (景品表示法)

景品表示法の規制する表示とは?

事業者が顧客を誘引するための手段として使用される 広告などが、表示として規制を受けます。

ただし、事業者が事業者に示すものは対象外です。

- ◆ 商品、容器、パッケージ、ラベルなど
- ▶ チラシ、パンフレット、カタログ、DMなど
- ◆ ポスター、看板、ネオンサインなど
- ◆ 新聞、雑誌、出版物、放送(テレビ・ラジオ)
- ◆ インターネット表示(ショッピングサイト)
- ◆ 口頭(訪問・電話・実演)、色、味、匂い
- ◇ 不表示も表示





景品表示法による指導が厳しくなっています。

景品表示法とは

名 称

不当景品類及び不当表示防止法 (平成21年9月消費者庁の設置・移管により一部改正)

目的

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を 防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあ る行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護するこ とを目的とする。

景品類の制限及び禁止 不当な表示の禁止

所 管

消費者庁

出典:東京都福祉保健局資料







表示する内容には、合理的な根拠が必要です。

消費者を誤認させる不当な表示の禁止 ①

不実証広告規制

(景品表示法第4条第2項)

不当表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる

資料の提出を 求められた日から、 15日以内に提出

事業者が資料を提出しないときは、不当表示 とみなす 後追いの資料 はNG!

根拠のない表示はできない

出典:東京都福祉保健局資料

- 次の事例のうち「優良誤認」 となるのはどちらですか?
 - ① バターを使用していないのに「バターをたっぷり練り込んだ」と表示



② 「増量キャンペーン」と表示されているが、通常と同じ内容量

122

答え

① バターを使用していないのに 「バターをたっぷり練り込んだ」 と表示

品質、規格に対して「優良である」と 誤認させる例

124

優良誤認表示の禁止(景品表示法)

品質、規格その他の内容において実際のもの、競争業者の ものより著しく優良であると誤認される恐れのある表示は 禁止されています。

【参考事例】

- ・受賞していない商品に「金賞受賞」などと表示
- ・水飴を混合したはちみつに「天然蜂蜜」と表示
- ・ししゃもの卵に「数の子」「えびの卵」等と表示など

虚偽表示: 事実に反している

誇大表示: 実際のものより誇張している

有利誤認表示の禁止(景品表示法)

価格その他の内容において、「実際のもの」 「競争業者のもの」より、著しく有利であると誤認 される恐れのある表示は禁止されています。

【参考事例】

・「増量キャンペーン」と表示されているが、 通常と同じ内容量のもの



・「他社のどの製品よりお得」と表示されて いるが、実際には替わりのないもの

など

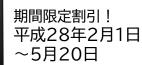
126

有利誤認表示の禁止(景品表示法)

インターネット上の表記にも注意が必要です。

実際に課徴金納付命令が発生した事案

・期間限定と表示しながら、実際は途切れることなく 平成27年2月1日から平成28年9月30日までの 期間にわたって割引を実施





期間限定割引! 平成28年5月21日 ~9月30日 課徴金 納付命令 530万円



パッケージデザインやECサイトでの注意

■ 注意が必要な表示

128

コピーや写真の注意について

表示できること、できないこと

書きたいけれど.. 表示できないこともあります。

次の表現どちらかはダメ!

Α.

- ○○ふりかけで、夏も食欲増進 B.
- ○○ふりかけで、ご飯がすすむ



130

答え

A.

○○ふりかけで、夏も食欲増進

「食欲増進」はNGワード

普通に使われる言葉ですが、実は「身体の 組織機能の一般的増強・増進を目的とする効果」で、誤認を与える可能性

次の表現どちらかはダメ!

A. 天然 ひらめ刺身 B.



天然果汁 りんごジュース



132

答え

B.

天然果汁 りんごジュース

加工食品に「天然」はNGワード

加工した食品や栽培した農作物に 「天然」「自然」の用語は、誤認を 与える表現とされています。

NG写真・イラスト

果実ジュースの例

100%果汁ではOKでも

果汁が5%以上の果実入り 飲料では、「果汁のしずく」や 「スライス」はNG

果汁の使用割合が5%未満のもの・無果汁は「果実の絵表示」はNG図式はOK

即席めんの例

袋麺はOKでも

• カップ麺ではNG 調理済みの状態を示す写真等 の絵表示をする場合は、実際の 内容物と同一のものを使用する。



134

次の表現どちらかはダメ!

Α.

最高の製法で作られた清酒

B.

最高級のクッキー





答え

Α.

最高の製法で作られた清酒

清酒では「最高」の製法・品質はNG

農産缶詰でも「最高の製品」はNG。クッキーなどの他の食品では、最上級表現の「最高級」「極上」の表現には根拠が必要です。

136

根拠が必要なものは?

A. ○○名産 △△漬 B. ○○県産 △△漬



答え

A.

○○名産 △△漬

B.

○○県産 △△漬

両方とも産地などの根拠が必要

「名産」も、当該地域において生産された 原材料を使用したもの又は当該地域で 製造されたものでなければ表示できません。

13

求められる根拠資料の例

- ·有機JAS、オーガニック →証明資料
- ・お米、牛肉 →トレーサビリティ関連資料
- ・特定の産地・品種 →証明資料
- · 栄養価·味 →分析結果、客観的資料
- ・製法 →生産方法や品質の特徴に 関する証明資料



地域産品の表示・セールスコピーの注意

「原材料」「産地」「製法」などの特色を売りとする商品は特に注意が必要です!

- 表示作成時の注意 必ず、特色の根拠が妥当か確認をして下さい。
- 販売の注意 「原材料」「産地」などの訴求をする商品では、次のような場合 仕入先や原料メーカーに再確認を行って下さい。

過去の経験から「偽装」ではないものの、変更による表示ミスが発生 しやすくなります!

- ①産地の異常気象(台風・低温・高温・長雨 など)
- ②不作•不漁
- ③原料の高騰や増税など

お客様に安心して食品を購入して頂くためには、 商品に関わる表示やセールスコピーなどによる 情報の提供は欠かせないものです。

常に適正な情報が提供できるように、 発売後の商品についても、商品の変更 や法改正などに注意して「点検・管理」 を継続してください。 140